

6 審査結果の意見・講評

平成26年4月時の内閣府月例経済報告によれば、景気は、緩やかな回復基調が続いている。消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による弱い動きもあるが、先行きについては、次第に消費税率引上げの影響が薄れ、各種施策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待されるとあった。

こうした経済情勢の中、本市では、平成29年度までのまちづくりの指針となる中期市政運営方針に掲げる「これからのまちづくりの視点」の下で、過去最大規模(当時)となる未来志向の積極予算を編成し、将来を見据えて必要な政策や事業を積極的かつ集中的に展開するものとした。

このような状況を背景とした平成26年度の本市決算に関する審査の終わりに、次のように決算の概要をまとめ、それを踏まえて意見・講評等を行う。

(1) 決算主要数値から見た意見・講評

〔一般会計について〕

(収支及び歳入歳出の状況について)

平成26年度における一般会計の決算規模は、歳入が約61億円(4.7%)増加して約1,359億円、歳出は約75億9千万円(6.0%)増加して約1,343億円となり、その差引きである形式収支は、約16億円の黒字となった。翌年度へ繰り越すべき財源は、前年度より約11億6千万円減少して約6億9千万円となり、それを控除した実質収支は、前年度より約3億円減少し、約9億円の黒字となった。前年度からの繰越金を控除した単年度収支では、約3億3千万円の赤字であるが、これに財政調整基金への積立額を加えた、実質単年度収支は約3億円の赤字となった。

歳入については、地域経済活性化元気基金や旧4町地域に係る地域振興基金を全額取り崩したことなどによる繰入金(約29億5千万円増)、宮ノ陣クリーンセンターや久留米シティプラザの整備事業等に係る建設地方債及び臨時財政対策債等の市債(約14億6千万円増)が、増加の主な要因である。その他、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金が増加(約6億2千万円)となっている。

歳出については、地域経済活性化元気基金や財政調整基金への積立金が主な減少要因となる一方、全体として消費税率引上げの影響がある中、宮ノ陣クリーンセンター整備事業、久留米シティプラザ整備事業及び小中学校空調機器整備事業等の普通建設事業費の増加(約73億円)や、消費税率引上げの影響を緩和するために措置された臨時福祉給付金をはじめとする扶助費の増加(約20億円)等が主な増加要因となっている。

歳入に占める自主財源の構成比率は低下傾向にあったが、地域経済活性化元気基金等を取り崩したことによる繰入金等の影響もあって、本年度は41.8%となり、前年度より好転している。

実質収支は黒字であるが、歳入のうち、国からの交付金や地方交付税等への依存傾向

が強く存在することは否めない。

そのような環境を前提として、社会情勢や景気動向を注視しつつ、将来を見据えた基金の積立てや自主財源の確保に努めて財政力強化への道を探るとともに、国県の補助制度については引き続き有効な活用を図りながら、優先順位を見極めた上で、必要な施策や事業への重点的な投入を行うというような、財源の確保と投資との効果的なバランスを図った行政運営に努められることを望む。

(基金について)

基金のうち、主要4基金（財政調整基金、減債基金、都市建設基金、土地開発基金）については、前年度同様、本年度も当初予算では30億円の基金繰入金が予算化されていたが、効率的な事業の執行等により歳出削減に努めた結果、当該4基金からの取崩しは行われていない。前年度より金額は減ったものの主要4基金で総計約3千万円が積み立てられ、年度末での残高は合わせて約130億6千万円となっている。

主要4基金以外では、新たに設けた久留米市美術振興基金への約6億3千万円を含めて合計で7億円が積み立てられ、取り崩した40億円を差し引くと、年度末での基金全体での残高は、前年度末より約33億7千万円減少して、約246億7千万円である。なお、取り崩した基金のうち主なものは、国庫支出金である地域の元気臨時交付金を基に積み立てた地域経済活性化元気基金の約25億4千万円、及び旧4町地域に係る地域振興基金の約9億8千万円である。

これらの基金のうち財政調整基金は、経済不況等による予期しない収入減や、災害の発生等による不時の支出増加等に備えるものである。財政当局は、積立金の当面の目標を50億円に設定していたが、平成24年度末にその目標を達成し、その後も積立てがなされ、本年度末の残高は約74億6千万円となっている。

ここまで積立てができた背景には、国の経済対策等を積極的に活用したことに伴う様々な交付金の受入れが多かったことの効果や影響があるものとみるべきであり、それがなくなった本年度は、運用益金のみで積立てとなっている。また、経常収支比率は再び上昇し、財政硬直化進行の懸念は消えないことや、今後の財政運営には、国庫補助金等の減少や地方交付税の減少等の影響が少なからず出てくるのが危惧される。

このように、楽観視できる状況でないことは認識されていると思うが、今後も健全財政を堅持する取組みを進めることで、財政環境の悪化や行政ニーズの変化などにも柔軟に対応できるような財政基盤の構築に努められたい。

〔経常収支比率等について〕

主要な財政指標のうち、経常収支比率については、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の経常経費に、市税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることで、自治体の財政構造の弾力性が判断できる指標として用いられ、この比率が低いほど財政が弾力的であるとされている。本市では、平成19年度に95.9%の値を示して以降、年々低下していたが、24年度に93.2%へ上昇し、25年度は92.4%

へと再び低下したが、本年度は 94.6%まで上昇している。

その要因となる主な増減について見ると、まず、経常経費として支出される一般財源等である経常経費充当一般財源等の額（分子）については増加しており、消費税率の引上げも背景にある中、補助費等や各種委託料の物件費の増加が挙げられる。

一方、経常的に収入される一般財源等である経常一般財源等の額（分母）については、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金や地方税の増加などの好転要素はあったものの、地方交付税の減少などにより、ほとんど変化はなかったということである。

少子高齢化が進み、人口減少社会が到来しようとする中、扶助費などの社会保障関連経費は今後も伸びていくものと見込まれ、また、市税収入などの経常一般財源等についても先行きは不透明であり、大幅な回復を期待することは厳しいと予想される。

この経常収支比率などの財政指標については、指標の算出要素である財源や経費等の動を注視し、分析して、総論的な言い方だが、経常経費の支出を精査し、経常的な一般財源の確保に努めることを対応の基本とするしかないものと思われる。

〔特別会計について〕

特別会計は、本年度から法適用事業へ移行した下水道事業会計を除く 12 会計において事業運営が行われた。12 会計の決算額の合計は、歳入が約 802 億 6 千万円、歳出が約 789 億円で、前年度と比べると、それぞれ約 113 億 2 千万円（12.4%）、約 111 億 4 千万円（12.4%）の減少となっている。下水道事業特別会計を除くと、それぞれ約 3 億 6 千万円（0.5%）、約 5 億 2 千万円（0.7%）の減少となっている。

以下、主な特別会計について、本年度の特徴や意見などを述べる。

（国民健康保険事業特別会計）

本年度から、事業運営上、保険料上昇を抑制する分として、新たに 3 億円の法定外一般会計繰入が行われている。また、本年度末の国民健康保険財政調整積立基金残高は 2,700 万円余りとなっており、今後も非常に厳しい財政状況が予測されている。

当事業については、平成 30 年度から実施予定の国保事業運営の県単位化の経過や国等の動向にも注意が必要である。引き続き保険料等の収入確保に努めつつ、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検強化など医療費の適正化が重要である。しかし、それらの対策以上に重視すべきは、関係医療機関や民間を含む各種団体及び市民と連携した保健事業等により、健康寿命を延ばすための予防医学への一層の取組を図ることである。市民自ら健康を維持することへの意欲が高まるような施策に力を注ぐべきであろう。直ちに効果が生じることは難しくとも、根本的かつ長期的に、当事業の財政状況を安定させ、事業を維持するためには不可欠の施策であるものと思われる。

（競輪事業特別会計）

競輪事業は、近年のレジャー志向の多様化など、厳しい事業環境にあり、本年度は、前年度に比べると入場者数が減少し、車券売上げも減少している。そうした中、本年

度は、前年度より2千万円多い1億2千万円を当会計から一般会計に繰り出している。

これまでもナイトー競輪の実施等をはじめ、収益の確保にむけて種々取り組まれているが、たとえばナイトー競輪については、他自治体においても開催が拡がり、本市の売上げにも影響を及ぼしていることが推測されるなど、先行きには懸念要素もある。収益事業としての使命を果たすべく、今後ともファンサービスと収益の向上に取り組まれ、より効率的・効果的な事業運営に努められることを期待する。

(市営駐車場事業特別会計)

本年度にオープンしたJR久留米駅西口駐車場は、使用料収入が約3,500万円に上っているが、一方で、駐車場建設に係る市債については、平成29年度以降に本格的な償還が始まり、年間1,400万円を超える予定である(償還最終年度は45年度)。このJR西口駐車場についても、他の市営駐車場と同様に、指定管理者制度への移行を計画していくとのことであるが、今後発生する施設の維持管理費への対応や事業収益からの市への納付金額などの条件については十分に検討し、健全な経営が継続できるよう十分な準備を進められたい。

(介護保険事業特別会計)

一般会計からの繰入額が前年度より1億6,200万円増加(4.9%)して、34億6,300万円となり、本会計の一般会計繰入金は、本市の特別会計の中で最も多額である。

今後も高齢化の進展による給付費の増加が見込まれる中、介護給付費の適正化の推進と適正な介護サービスの提供に努めることはもちろん、より重要視すべきは、医療費と同様、介護予防を施策の中心に据えることであろう。ここに一層の力点を置くことが、本会計における安定的な事業運営にもつながるものと思われる。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

決算書及び決算附属書類については、おおむね適正に作成されていたが、使用料の算定方法の誤りや調定額の更正漏れなど、会計処理上のルールに対する確認や認識不足、組織としてのチェック漏れ等が原因と思われる修正の必要な箇所が本年度も見られた。

決算修正の多くが単純な事務処理の誤りによるものではあるが、そこには市政に対する信頼の喪失、あるいは市に損害を与えかねないリスクが潜むおそれがある。全庁的に共通する事務については、職員一人ひとりが基本的な事務遂行能力の向上を図り、また、その課に特有の事務については、担当者が交代した場合でも確実に引き継ぎがなされ、同じような事務処理の誤りが繰り返されないよう地道に継続して取り組まれない。

なお、本年度の決算審査に関連して、事業運営などに直接の影響が生じるものではないが、計画的に行われるはずの剰余金の整理が処理手順の遺漏と確認漏れのために実施されていない事例や、財産に関する過年度の異動報告もれが判明した事例も見られた。その他にも、行政事務の基盤となるべき文書管理において、貸付金に係る本来備えておくべき書類の整備や管理に関する不適切な処理など、基本的な管理体制の不備が見られる事案があ

った。行政事務は「文書に始まり文書に終わる」と言われている。とりわけ、行政の意思決定及び事務事業の実績等を記す文書については、行政機関の諸活動における正確性・公平性の確保、責任の明確化の観点からも、適切な整備と管理が重要である。改めて文書主義の原則を心に留め、業務遂行にあたられたい。

(3) その他の意見・講評など

〔財政運営について〕

本市においては、積極的な予算編成による行政施策の展開を図りつつも、主要4基金を取り崩さず健全財政を維持するなど、努力や工夫が見られるが、今後の財政の見通しについては、なお不透明である。

また、本市は本年度で広域合併後10年を迎え、今後は、合併に伴う激変緩和を目的とした合併算定替制度による地方交付税の増額支援効果額が、平成27年度以降段階的に減少していき、32年度にはその増加分がなくなることとなる。

景気は全国的には回復基調にあるといわれるが、地方においては回復傾向が顕著であるようには見えない。さらには、様々な法制度上の制約や社会経済的な状況に絡んで、個々の自治体の歳入増加及び歳出削減対策には一定の限界があることもうかがえる。

ただ、そのような中であって、自主財源の核となる本市の市税収納率は数年来上昇している。このことは、これまでの収納体制の整備や滞納整理の積極的な取組などの地道な努力が、収納率の向上という成果として現れている一例であると思われる。

今後も引き続き、市税に限らず、負担と給付との公平を期する上からも、種々の収入対象の的確な実態把握に努め、また、各種債権管理や収入未済対策などについては、部局間の情報連携や法制的な手段を工夫し、資金運用についても手法の研究を進めるなど、限られた財源の中で、可能な限り効果的な歳入の確保に取り組まれるようにされたい。

いま、地方自治体は、本格的な人口減少・超高齢社会への突入をはじめ、分権化社会への転換など時代潮流の大きな変化の中にある。まさしく時代の転換期にあって、本市が今後も持続的に発展していくことができるのか、その岐路ともいべき重要な時期を迎えていると思われる。このことに鑑み、健全かつ持続可能な財政基盤の確立と堅持を財政運営の根本として、地方自治制度という枠の中にあっても、創意と叡智を集め、本市が目指す「日本一住みやすいまち・久留米」の実現に向けて、より一層努力されることを強く願う。

〔行財政改革について〕

本市では、中期市政運営方針を柱として、時代の要請に対応した行財政運営を行うとともに、行財政改革の取組を積極的に進めることで、健全な財政運営を維持し続けてきた。しかしながら、先に述べたように本市を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このようなことから、将来に向けて安定した行財政運営を行うために平成27年4月「久留米市行財政改革推進計画」が策定された。

この計画は、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間としており、「経営品

質の向上」「健全財政の確立」「公共施設管理の最適化」の3つの推進方針の下、大胆に徹底した改革を進めることとしている。

近い将来、各種公共施設や都市インフラの維持、補修、更新の費用あるいは長寿命化対策に加え、新たな公共施設の設置に伴う維持管理コストが、本市の財政状況に相応の大きな影響を及ぼしてくることが想定される。財政当局は、今後の収支に関し、歳入については、地方消費税交付金の増額はあるにせよ、一般財源総額としての大幅な増は期待できないと見込む一方、歳出については、社会保障関連費や公債費の伸びに加え、このままでは公共施設の老朽化対策等の費用の増加が大きいと見込んでいる。

これらの対策も含み、計画の推進にあたっては、これまで以上に、その実質的な成果を求められることが予想される。部局等にまたがる重点的な施策や事業に係る選択と集中の具現化にあつては、それらの間の効果的・効率的な連携を図ることが不可欠となると思われる。また、予測される行財政環境の悪化という見通しや、それに備えて取り組もうとしていること、及び、取り組むことでもたらされる結果や効果については、市民に対しては、良いことも悪いことも、できるだけ正確に、明瞭な内容で情報を発信すべきである。そうすることで市政への関心や理解さらには信頼性が高まり、協働を促進する効果も期待できるのではないだろうか。

健全財政の維持を図り、良質かつ適切な水準の行政サービスが市民へ提供され、久留米市が、居住し続けることを選ばれる自治体となるよう願うものである。

【新地方公会計制度への対応について】

平成26年4月「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」から、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。

これを受けて国は、26年5月に、全ての地方公共団体において、27年度から29年度までの3年間で、統一基準による財務書類の作成を要請する通知を出している。本市においても、現在、新公会計制度の導入に向け、財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備に取り組んでいる。

本市の財政状況は、これまでも決算報告などの形で公表されてきたところであるが、資産や将来の負担などについての全体像を示すことについては十分ではなかった。この新地方公会計制度の導入に伴い、これまでの決算報告とは違った形で、保有する資産や負債等の状況を含めた本市の財政の全体像を適切に示すことが期待される。

この新地方公会計制度を一つの効果的な道具として活用し、今後の自治体経営をどのように行うべきか、検討と対策を練られたい。また、財政状況を的確に認識して行政施策の運用を行うことのできる職員の育成にも力を注ぐことが、当制度導入の意義にかなうものと思われる。

本市が目指すまちづくりを進めていくためには、財政状況の説明や開示等を効果的に行うことが必要であり、市民に対して積極的に情報を発信することにより、市民と行政がともに財政状況を直視した上で、効果的・効率的に事業を展開すべき時期にきている。

この機会を逃すことなく、積極的に行財政課題に挑む組織となるよう望むものである。